

発 行 者

滝川市江部乙町西12丁目1番40号

空知土地改良区

理事長 石川良樹



平成30年度 臨時総代会開会挨拶 (平成30年8月24日)

理事長 石川良樹

本日ここに、平成30年度臨時総代会を開催するにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

総代の皆様方には、日頃より本土地改良区の運営にあたり特段のご理解とご支援を頂いておりますことに、衷心より厚く御礼を申し上げます。

本年3月下旬には1メートル以上あった積雪で春作業にどれだけの支障を来たすのかと心配されていたところではありますが、その後の好天続きで5月の水稻の移植作業は、順調に進んでおりました。

しかし、6月中旬からはほぼ一ヶ月間に亘り、気温や日照は平年を下回り生育は遅延状態でありましたが、その後の天候回復で2日から3日遅れまでは挽回しているのではないかと見ていただいております。ただ今後の台風の進路次第でどのような影響が出るのか心配されるところではありますが、何とか平年並かそれ以上の作柄や収量であって貰いたいと願っております。

また、畑作物については、豆類や麦類は残念ながら大幅な減収が生じていると聞いており、道営事業の夏期施工に於いても若干の遅れが生じている状況であります。

近年のこういった異常気象の場合においても私共が手がけております基盤整備により集中管理孔で地下かんがいを導入することによって日照りや排水不良に対応することが出来る訳であり、現在実施しております道営農地整備事業の推進は、極めて重要であり、ただ単に区画を広げるだけではなく、今後とも生産性の向上や高品質・高収益な作物の生産拡大に向けた農業農村整備事業をこれからも計画的に実施し、着実に邁進して行く所存でございます。

この度6月1日に土地改良法の一部を改正する法律案が国会で成立し、総代会制度の見直しや複式簿記の導入、組合員資格に関する措置等が主な改正内容であります。これは全国的な組合員の高齢化による離農や農地集積の進展に伴い、土地改良施設の維持管理や更新等が行えなくなるおそれへの対応が必要なこと。それともう1点は土地改良区の業務執行体制と適正な事業運営を確立し、より一層の事務の効率化を図ることが必要であるとの2点が背景とされており、本区としては今後どのような対応を取って行くことが組合員に対して最良なのかを検討して参りたいと考えているところであります。

次に、現在実施しております道営事業でございますが、本年度10地区の総事業費は、約19億円であります。このまま安定した事業予算が確立され、計画通り予定工期内で実施出来るよう今後とも次年度予算確保に向けては、道内各関係団体及び土地連と協力し、引続き強力に中央要請して参りたいと考えているところでございます。

こうした中、道営事業を中心に土地改良施設は更新や改修を含めて着実に進めて来ておりますが、この事務所も昭和43年10月に建築してから50年が経ちました。この間においても屋上防水、外壁塗装、サッシ改修、ボイラー取替え、1階トイレ改修などの大改修や、その他様々な小工事を含めながら現在まで維持して来ましたが、特に今年になってから軒先コンクリート片の落下や2階トイレ汚水管の腐食、2階雨漏りなど、今後修繕経費は益々増加傾向にあります。

鉄筋コンクリート造ですからまだまだ10年や20年は持つだろうと楽観視していたのでありますが、いよいよ事務所の建て替えを含めた検討が必要になって来ました。

先日の理事会で事務所整備計画検討委員会を設置し、今年中に答申が出されることになっておりますが、その答申によっては次年度予算に関わる内容にもなってくると思われますが、今後とも適正な事業運営体制を確立するためには、重要課題の一つであります。

本日提案致します案件は、平成29年度収支決算の承認と補正予算など合わせて6件であります。詳細につきましては、ご提案の折に説明申し上げますが充分なるご審議の上、趣旨をご理解頂き可決・承認賜りますようお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。

土地改良区の状況

(平成29年度末現在)

地区面積 4,051ha
組合員数 382人

主 な 内 容

○理事長総代会挨拶	1	○平成29年度一般会計収入支出決算書	6
○平成29年度通常総代会開催	2	○平成29年度財産目録	8
○平成30年度一般会計収入支出補正予算書(第1回)	3	○平成29年度土地改良事業の実績並びに経理の状況	9
○平成30年度臨時総代会開催	5	○土地改良法の改正について	10

平成29年度 通常総代会開催

平成30年3月16日午前9時より本区大会議室において、総代数36名中30名が出席し開催された。

会議は理事長の挨拶に続き議長に田中和夫総代を選出し、議事録記名人に左近伸和総代と古味晃総代が指名され、定款・規約の一部変更・会計細則の施行及び平成30年度予算を含む提出議案19件を審議し、原案どおり可決されて午前11時26分に閉会した。

平成29年度 中間監査

1. 監査した年月日. 平成30年2月22日、23日（2日間）
2. 監査の対象とした期間. 平成29年7月22日から平成30年2月16日まで
3. 監査の結果. 本区の運営、事業、会計経理の全般について監査を行った結果、事業、運営共に適正に執行されており、会計経理についても正確であると認めた。



石川理事長挨拶



議長 田中和夫総代



総代会開催模様

平成30年度 賦課金について

賦課基準

区分	賦課種別	地区名	賦課基準	賦課面積	賦課基準日	納入期限
一般賦課金	経 常 賦 課 金	全地区	5,040円/10a当	3,913ha	平成30年8月31日現在の組合員に対し、地積割に賦課する。	平成30年11月30日
	かんがい排水事業賦課金		2,160円/10a当	4,049ha		但し地方公共団体及び平成30年9月1日以降組合員となった者に対しては理事長が定める。
	計		7,200円/10a当	-		
	経 常 賦 課 金 (中心経営体農地集積促進事業)	江部乙北西、西南8丁目、西南7丁目、東滝川第1、東滝川第1西	当該年度に係る受益者負担金は、地積割に算定された積立計画に基づき賦課する。	平成30年10月31日		
特別賦課金	道 営 事 業 賦 課 金	稲田	当該事業に係る受益者負担金は、事業借入金の当年度償還金を、各受益者ごとに算定された償還年次表に基づき賦課する。 ただし、平成26年度以降に施行した受益者負担金は事業費の7.5%を15分割して賦課する。			平成31年2月4日
		滝川東、江部乙西、滝川西				平成31年2月20日
		江部乙北、江部乙北西、西南8丁目、西南7丁目、東滝川第1、東滝川第1西				平成31年3月25日
	農地耕作条件改善事業賦課金	滝川	当該事業の施行に係る土地につき、事業費割に賦課する。	平成30年11月30日		

徴収方法

1. 本改良区において直接徴収を行う。
2. きたそらち農業協同組合及びたきかわ農業協同組合との委託契約に基づき徴収を行う。
3. その他金融機関の口座振込みにより徴収を行う。

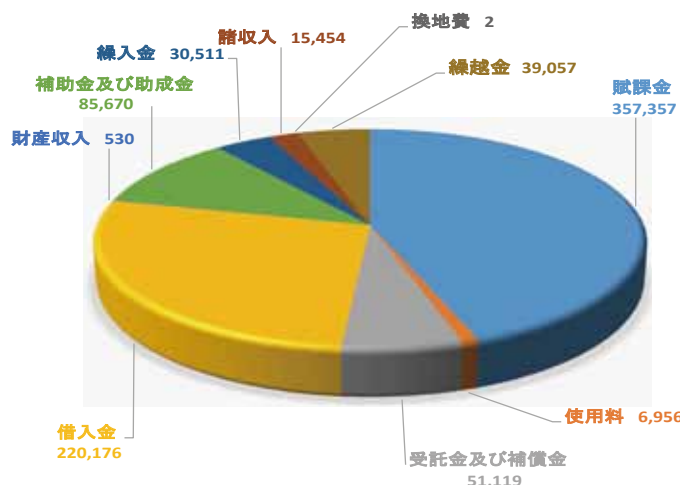
平成30年度空知土地改良区予算 総額 806,832 千円 (第1回補正後)

収入

(単位:千円)

款	科目	予算額
1	賦課金	357,357
2	使用料	6,956
3	受託金及び補償金	51,119
4	借入金	220,176
5	財産収入	530
6	補助金及び助成金	85,670
7	繰入金	30,511
8	諸収入	15,454
9	換地費	2
10	繰越金	39,057
合計		806,832

収入予算(第1回補正後)

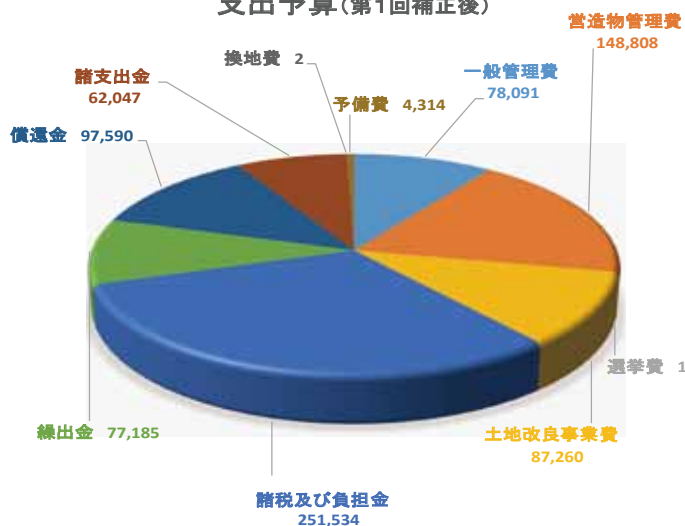


支出

(単位:千円)

款	科目	予算額
1	一般管理費	78,091
2	営造物管理費	148,808
3	選挙費	1
4	土地改良事業費	87,260
5	諸税及び負担金	251,534
6	繰出金	77,185
7	償還金	97,590
8	諸支出金	62,047
9	換地費	2
10	予備費	4,314
合計		806,832

支出予算(第1回補正後)



平成30年度 加入金について

平成30年度内、地区加入の申請がなされた土地で、理事がこの土地改良区の地区に編入しても差支えないと判断したものについては理事会で決定し、以下の加入金を徴収するものとします。

1. 加入申請に係る土地が既成施設から導入するものにあつては 10アール当 50,000円
2. 加入申請に係る土地のかんがい施設を全額自費で施工したものにあつては
10アール当 42,970円
3. 加入申請に係る土地が地区脱退し、再加入するものにあつては10アール当 42,970円

平成30年度 決済金について

平成30年度内、地区除外の申請がなされた土地で、この土地改良区の地区から除外することが止むを得ないと決定したものについては、以下の決済金を徴収するものとします。

1. 維持管理費決済金 10アール当 73,206円
 2. かんがい排水事業決済金 10アール当 20,147円
- 計 93,353円

総代・支線組合長視察研修実施

平成30年7月19日～20日の2日間に亘って総代・支線組合長及び役職員随行による総勢46名をもって視察研修を実施いたしました。

この研修は4年に1回の計画で実施しておりますが、今回は、石狩市内のホクレンパールライス工場の視察および壮瞥町で取り組んでいる、農商工連携による「新たな特産品開発の取組」についての研修を受けました。

中でも壮瞥町が取り組んできた地産シードル開発までの道のりについて、農業、観光、商工等の資源を元に、それらの売上構成や近隣市町の人口推移、観光客数の推移を多角的に検証。農商工行政単独ではなく、札幌市立大学との連携や地域住民、全国からの参加者と連携し、「奥洞爺事業」として新たに奥洞爺牛ブランド化、南瓜を使ったスイーツを成功させたことがきっかけで現在行われているシードル開発が出来たことを研修しました。



パールライス工場視察



壮瞥町での研修

外部監査による検査について

去る平成30年7月24日、会計指導員による外部監査が行われました。

これは土地改良法第132条第1項に基づく北海道が行う土地改良区検査が3年に1度実施され、過去2ヶ年度分が検査の対象になりますが、土地改良区検査が終わった次の年度について空白期間となり本区も該当することから、道の方針に基づき外部監査を導入したものです。

今回は、会計指導員として、土地連から蝶野指導役、鈴木主幹の2名が来区し、平成30年4月1日より平成30年7月23日までを監査対象期間として検査が実施されました。

検査の結果は後日示され、主要指摘事項はなく、主要簿及び補助簿は適正に整備され、かつ内容も適切と認めるとの結果が報告されました。

農業農村整備事業予算確保に向けて中央要請

平成30年6月13日～15日にかけて平成31年度農業農村整備事業予算確保に向けて全国の市町村長及び土地改良区理事長等700名規模で「農業農村整備の集い」及び、関係国会議員及び関係行政に対し力強く要請して参りました。



平成30年度 臨時総代会開催

平成30年8月24日午前9時より本区大会議室において、総代数36名中32名が出席し開催された。

会議は理事長の挨拶に続き議長に平澤一彦総代を選出し、議事録記名人に宮崎崇総代と社内光夫総代が指名され、提出議案5件を審議し、原案どおり可決されて午前11時26分に閉会した。

提出議案はつぎのとおり。

議案第1号・平成29年度一般会計収入支出予算の補正に係る専決処分について

議案第2号・平成29年度決算関係書類について

議案第3号・賦課金の徴収方法及びその時期について（追加）

報告第1号・農林漁業資金借入議決の変更について

議案第4号・積立金の処分議決の変更について

議案第5号・平成30年度一般会計収入支出補正予算について

平成29年度 決算 監査

平成29年度決算監査について、8月24日の総代会において監事から次のとおり報告された。

1. 監査した年月日. 平成30年7月25日・26日（2日間）
2. 監査の対象とした期間. 平成29年度
3. 監査の結果. 平成29年度の決算監査を行った結果、決算関係書類及び主要簿、補助簿、証憑書類は、いずれも符合し正確であり、事業の執行、財産の管理も適正に行われていると認めた。

平成30年度 中間 監査

1. 監査した年月日. 平成30年7月27日（1日間）
2. 監査の対象とした期間. 平成30年4月1日から平成30年7月23日まで
3. 監査の結果. 本区の運営、事業、会計経理の全般について監査を行った結果、事業、運営共に適正に執行されており、会計経理についても正確であると認めた。



議長 平澤一彦総代



総代会開催模様

財務状況報告

平成29年度 一般会計収入支出決算書

金 832,515,067 円也

収入決算額

金 793,458,352 円也

支出決算額

収入支出差引残高 39,056,715 円也

翌年度繰越額

収 入

(単位：円)

款	科 目	決算額	摘 要
1	賦 課 金	343,968,777	經常賦課金 191,195,060 經常賦課金(中心経営体農地集積促進事業) 23,501,300 かんがい排水事業賦課金 92,581,380 道営事業賦課金 36,691,037
2	使 用 料	6,797,050	施設使用料 5,477,570 営造物使用料 1,319,480
3	受託金及び補償金	37,175,007	国営造成施設管理体制整備推進事業受託金 719,280 調査設計等受託金 31,072,680 道営換地計画受託金 3,406,647 農道管理受託金 1,976,400
4	借 入 金	246,200,000	道営事業借入金 219,500,000 道営事業借換資金借入金 26,700,000
5	財 産 収 入	546,491	財産売払収入 94,117 預金利子 392,024 出資配当金 38,350 職員貸付金収入 22,000
6	補助金及び助成金	116,849,246	国営造成施設管理体制整備強化支援事業補助金 22,256,000 農地集積促進事業補助金 3,520,000 中心経営体農地集積促進事業補助金 71,948,655 道営換地等調整事業補助金 1,914,000 維持管理費助成金 2,720,591 経営安定対策基盤整備緊急支援事業助成金 990,000 適正化事業交付金 13,500,000
7	繰 入 金	38,211,543	かんがい排水事業決済金積立金繰入金 284,000 維持管理費決済金積立金繰入金 2,143,000 中心経営体農地集積促進事業積立金繰入金 35,784,543
8	諸 収 入	5,529,669	加入金 417,810 手数料 41,400 預金利子 588 過年度収入 2,153,828 繰上償還金 646,423 雑入 48,600 かんがい排水事業決済金 486,280 維持管理費決済金 1,734,740
9	換 地 費	0	道営換地清算金収入 0 道営換地徴収金 0
10	繰 越 金	37,237,284	前年度繰越金 37,237,284
	計	832,515,067	

支 出

(単位：円)

款	科 目	決算額	摘 要
1	一 般 管 理 費	63,135,618	報 酬 7,005,000 備 品 費 864,000 俸給及び手当 41,131,840 営 繕 費 1,401,780 費用弁償(事務費) 909,460 費用弁償(会議費) 997,739 旅 費 1,106,400 雑費(会議費) 121,200 需 用 費 9,598,199
2	営 造 物 管 理 費	131,070,767	俸給及び手当(溝) 2,610,360 維持工事費 24,949,065 需用費(溝) 250,883 頭首工管理費 906,845 俸給及び手当(貯) 1,082,160 貯水池修繕費 490,320 需用費(貯) 158,059 工事調査費 555,120 地区調査費 9,954,219 俸給及び手当(揚) 7,545,680 揚水機修繕費 730,750 需用費(揚) 51,818,817 俸給及び手当(排) 1,140,000 排水機修繕費 1,115,640 需用費(排) 464,949 適正化事業拠出金 3,522,000 適正化事業事務拠出金 570,000 適正化事業費 15,012,000 工事補助金 3,677,700 支線組合補助金 4,516,200
4	土 地 改 良 事 業 費	47,320,854	土地改良事業促進費 263,854 受託費(国造推進受託事業費) 720,000 " (調査設計等受託事業費) 31,073,000 農地集積促進事業費 6,400,000 道営換地等調整事業費 3,480,000 受託費(道営換地計画受託事業費) 3,407,000 " (農道管理受託事業費) 1,977,000
5	諸 税 及 び 負 担 金	260,725,000	諸 税 2,324,300 道営分担金 239,074,495 社会保険負担金 16,073,964 諸負担金 3,252,241
6	繰 出 金	65,154,015	備荒積立金繰出金 196,000 事業積立金繰出金 9,539,000 かんがい排水事業決済金積立金繰出金 495,000 維持管理費決済金積立金繰出金 1,823,000 役員退任功労積立金繰出金 1,188,000 職員退職給与積立金繰出金 4,828,000 研修事業費積立金繰出金 750,000 車輛更新準備積立金繰出金 4,000 事務所建築基金積立金繰出金 24,000 中心経営体農地集積促進事業積立金繰出金 46,307,015
7	償 還 金	159,019,042	償還元金(農林) 51,968,057 償還元金(負担軽減) 5,976,900 償還利子(農林) 1,678,389 償還利子(負担軽減) 731,479 償還元金(長期) 24,610,323 償還元金(繰上) 72,967,995 償還利子(長期) 994,257 償還利子(繰上) 91,642
8	諸 支 出 金	67,033,056	徴収委託交付金 186,408 慶 弔 費 145,000 職員共済組合交付金 400,000 雑 費 1,202,145 交 際 費 181,185 広 報 費 50,448 借 地 料 245,910 財産購入費 235,800 諸式典費 125,879 中心経営体農地集積促進事業交付金 保 險 料 2,028,181 62,232,100
9	換 地 費	0	道営換地処分納入金 0 道営換地処分清算金 0
10	予 備 費	0	
	計	793,458,352	

平成29年度財産目録

(出納閉鎖日 平成30年5月31日調製)

「資産」

「負債」

(単位：円)

摘 要	金 額	摘 要	金 額
流 動 資 産	41,023,656	長 期 負 債	1,128,143,081
特 定 資 産	585,923,046	農林漁業資金借入残高	1,048,791,216
基本財産	315,733,000	道営経営体育成基盤整備事業 稲田地区	18,212,129
備荒積立金	283,610,000	道営農地整備事業 滝川東地区	123,094,604
事業積立金	32,123,000	道営農地整備事業 江部乙西地区	105,316,266
積立金	249,030,046	道営農地整備事業 滝川西地区	81,453,660
役員退任功労積立金	1,523,000	道営農地整備事業 江部乙北地区	173,688,309
職員退職給与積立金	81,644,000	道営農地整備事業 江部乙北西地区	253,306,850
決済金積立金	86,999,000	道営農地整備事業 西南8丁目地区	81,183,600
研修事業費積立金	1,999,000	道営農地整備事業 西南7丁目地区	76,700,660
車輛更新準備積立金	3,676,000	道営農地整備事業 東滝川第1地区	90,500,000
事務所建築基金積立金	21,787,000	道営農地整備事業 東滝川第1西地区	40,900,000
中心経営体事業積立金	51,402,046	団体営基盤整備促進事業 豊泉地区	4,435,138
貸付金(職員厚生資金)	20,000,000	長期借入金借換資金残高	25,102,528
出資金	1,160,000	道営事業借入金借換資金残高	54,249,337
北海道土地改良事業団体連合会	450,000	短 期 負 債	250,218,750
農林中央金庫	630,000	適正化事業拠出未済額	8,556,000
北海道信用農業協同組合連合会	30,000	役員退任功労金必要額	1,523,242
たきかわ農業協同組合	50,000	職員退職手当必要額	101,738,462
固 定 資 産	79,359,164	決済金積立金	86,999,000
土 地	32,639,164	中心経営体事業積立金	51,402,046
建 物	46,720,000		
備 品	28,370,481		
機械器具	7,367,048		
什器及び備品	21,003,433		
資 産 合 計	734,676,347	負 債 合 計	1,378,361,831

土地改良事業の実施並びに経理の状況

事業名	地区名	総 量		前年度まで		平 成 29 年 度					平成30年度以降			
		事 業 量	事業費	事業量	事業費	事業量	事 業 費				事業量	事業費		
							補助金	借入金	市負担	自己資金			計	
道営農地整備（経営体育成型）	江部乙北	区画	118.8 ha	千円 2,060,000	104.3 ha	千円 1,789,627	14.5 ha	千円 235,701	千円 31,500	千円 0	千円 2,172	千円 269,373	ha	千円 1,000
		暗渠	49.1 ha		46.5 ha		2.6 ha						ha	
		用水	13,686.0 m		12,629.0 m		1,057.0 m						m	
		排水	6,686.0 m		6,686.0 m		0.0 m						m	
	江部乙北西	区画	250.7 ha	3,900,000	133.7 ha	2,017,378	33.2 ha	625,243	70,500	14,625	4,196	714,564	83.8 ha	1,168,058
		暗渠	5.9 ha		5.1 ha		0.0 ha						0.8 ha	
		用水	22,381.0 m		13,808.0 m		3,734.0 m						4,839.0 m	
		排水	15,965.0 m		7,284.0 m		4,101.0 m						4,580.0 m	
	西南8丁目	区画	66.6 ha	1,452,000	38.4 ha	939,445	15.7 ha	127,536	14,800	544	2,875	145,755	12.5 ha	366,800
		暗渠	63.6 ha		35.0 ha		9.9 ha						18.7 ha	
		用水	6,900.0 m		4,636.0 m		0.0 m						2,264.0 m	
		排水	6,701.0 m		4,495.0 m		1,105.0 m						1,101.0 m	
	西南7丁目	区画	55.3 ha	1,433,000	6.7 ha	883,815	8.7 ha	139,987	5,300	13,792	906	159,985	39.9 ha	389,200
		暗渠	55.0 ha		6.5 ha		8.7 ha						39.8 ha	
		用水	7,687.0 m		1,670.0 m		0.0 m						6,017.0 m	
		排水	3,918.0 m		1,389.0 m		1,820.0 m						709.0 m	
	東滝川第1	区画	114.9 ha	3,249,000	ha	251,400	19.1 ha	536,309	63,500	10,371	2,744	612,924	95.8 ha	2,384,676
		暗渠	113.6 ha		ha		16.1 ha						97.5 ha	
		用水	13,734.0 m		m		1,868.0 m						11,866.0 m	
		排水	13,500.0 m		m		2,821.0 m						10,679.0 m	
	東滝川第1西	区画	70.3 ha	1,243,000	ha	61,900	23.7 ha	284,448	33,900	4,556	2,179	325,083	46.6 ha	856,017
		暗渠	70.2 ha		ha		23.7 ha						46.5 ha	
		用水	4,210.0 m		m		1,479.0 m						2,731.0 m	
		排水	6,000.0 m		m		1,980.0 m						4,020.0 m	
	西南北部一期	区画	57.9 ha	1,396,000	ha		ha	5,053	0	0	722	5,775	57.9 ha	1,390,225
		暗渠	46.5 ha		ha		ha						46.5 ha	
		用水	5,064.0 m		m		m						5,064.0 m	
		排水	4,335.0 m		m		m						4,335.0 m	
	西南北部二期	区画	37.3 ha	820,000	ha		ha					0	37.3 ha	820,000
		暗渠	37.0 ha		ha		ha						37.0 ha	
		用水	3,831.0 m		m		m						3,831.0 m	
		排水	3,095.0 m		m		m						3,095.0 m	
	西南中央1	区画	140.2 ha	3,962,000	ha		ha						140.2 ha	3,962,000
		暗渠	138.1 ha		ha		ha						138.1 ha	
		用水	13,680.0 m		m		m						13,680.0 m	
		排水	9,915.0 m		m		m						9,915.0 m	
水利施設整備事業	西南	機場	1 基	1,900,000	ha	ha	26,233	0	0	3,748	29,981	1 基	1,870,019	
		用水	4,400.0 m		m							m		4,400.0 m
計			21,415,000		5,943,565		1,980,510	219,500	43,888	19,542	2,263,440		13,207,995	

土地改良法が改正されました

土地改良法の一部を改正する法律案要綱

第一 組合員の資格交替の円滑化等

- 一 土地改良事業に参加する資格（以下「事業参加資格」という。）を貸借地の所有者から耕作又は養畜の業務を営む者へ交替する場合の農業委員会の承認を廃止し、申出によるものとする。（第三条第二項関係）
- 二 農地中間管理機構が組合員たる資格を取得し、又は喪失した場合において、当該資格の得喪を土地改良区に通知したときは、農地中間管理機構以外の当事者についても資格得喪通知をしたものとみなすものとする。（第四十三条第三項関係）
- 三 土地改良区は、定款で定めるところにより、貸借地の所有者又は耕作若しくは養畜の業務を営む者であって、事業参加資格を有しないものを、准組合員として土地改良区に加入させることができるものとする。（第十五条の二から第十五条の四まで関係）
- 四 准組合員は、総会に出席して意見を述べるができるものとする。（第三十二条第四項関係）
- 五 土地改良区は、准組合員が、組合員の同意を得て賦課金等の一部を当該准組合員に賦課すべき旨を申し出たときは、当該准組合員に対して賦課徴収するものとする。（第三十六条第二項関係）
- 六 土地改良区は、耕作又は養畜の業務を営む者の土地改良事業への参加の促進を図るため、土地改良施設の管理その他の土地改良事業に関する情報の提供に努めるものとする。（第十五条の五第一項関係）
- 七 国及び地方公共団体等は、土地改良区に対し、必要な指導、助言その他の援助を行うほか、国等が行う土地改良事業により新設又は変更した土地改良施設に係る情報の提供を行うよう努めるものとする。（第十五条の五第二項及び第五十七条の九関係）

第二 土地改良施設の管理への参加

- 一 土地改良区は、定款で定めるところにより、地域住民を主たる構成員とする団体で土地改良施設の管理に関連する活動を行うものを、施設管理准組合員として土地改良区に加入させることができるものとする。（第十五条の二から第十五条の四まで関係）
- 二 施設管理准組合員は、総会に出席して意見を述べるができるものとする。（第三十二条第四項関係）
- 三 土地改良区は、施設管理准組合員に対し、土地改良施設の管理への協力を求めることができるものとする。（第三十六条の二関係）

第三 理事の資格要件の見直し

土地改良区（土地改良区連合を含む。第五及び第六において同じ。）の理事の定数の少なくとも五分の三は、原則として、組合員で、かつ、耕作又は養畜の業務を営む者でなければならないものとする。（第十八条第五項等関係）

第四 総代会制度の見直し

- 一 総代会の設置要件を組合員の数が百人を超える土地改良区とするとともに、総代の定数を三十人以上で定款で定めるものとする。（第二十三条第一項及び第二項関係）
- 二 総代の選挙について、選挙管理委員会による管理を廃止し、土地改良区の役員の選挙に準じて土地改良区が行うものとする。（第二十三条第四項において準用する第十八条第三項関係）
- 三 総代は、書面又は代理人をもって議決権を行使することができるものとする。（第二十三条第五項において準用する第三十一条第二項関係）
- 四 総代会において解散又は合併の決議があったときは、理事は、決議の内容を組合員に通知するとともに、組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て総会の招集を請求したときは、総会を招集しなければならないものとする。（第二十四条関係）

第五 財務会計制度の見直し

- 一 土地改良区の監事のうち一人以上は、原則として、組合員等以外の者でなければならないものとする。（第十八条第六項等関係）
- 二 土地改良区及び土地改良事業団体連合会は、決算関係書類として、事業報告書、収支決算書及び財産目録のほか、原則として貸借対照表を作成することとし、決算関係書類について、監事の意見書を添付して総会に提出するとともに、総会の承認後、都道府県知事等への提出及び公表を行うものとする。（第二十九条の二等関係）

第六 利水調整規程の策定

土地改良区は、農業用の用水施設の管理を行う場合には、農業用水の利用の調整に関する事項について、総会の議決を経て、利水調整規程を定めるものとする。（第五十七条の三の二等関係）

第七 土地改良区連合の業務の拡充

二以上の土地改良区は、土地改良事業のほか、土地改良区の事業の一部を行うため、土地改良区連合を設立することができるものとする。（第七十七条関係）

第八 施行期日等

- 一 この法律は、平成三十一年四月一日から施行するものとする。（附則第一条関係）
- 二 この法律の施行の際現に存する土地改良区及び土地改良区連合については、理事及び監事の要件に係る第三及び第五の一の規定は、施行日から起算して四年を経過した日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しないものとする。（附則第三条関係）
- 三 この法律の施行の際現に存する土地改良区及び土地改良区連合については、貸借対照表に係る第五の二の規定は、施行日から起算して三年を経過した日以後に開始する事業年度から適用するものとする。（附則第六条関係）
- 四 その他所要の経過措置を整備するとともに、関係法律の一部を改正するものとする。（附則第二条、第四条、第五条、第七条から第十一条まで関係）

第18期総代選挙執行予定について（平成31年度）

明年6月14日を以って総代の任期が満了になりますが、平成30年度通常国会に於いて、「土地改良法の一部を改正する法律（平成30年法律第43号）」が公布され、平成31年4月1日から施行することになりました。

したがって、総代の選挙については、これまでの選挙管理委員会による管理が廃止となり、土地改良区が行うこととなることから、次期第18期総代選挙は、新制度で行われることになります。

現在のところ新制度の日程及び方法等は未定ですが、関係機関の指導を仰ぎながら選挙制度改正も含めて土地改良法改正に伴う内容の変更について、明年3月開催予定の通常総代会に向けて準備を進めているところでございます。

総代選挙について詳細が決まり次第、組合員の皆様に御通知致します。

（土地改良法の主な改正内容は本広報10ページを参照）

〈現在の選挙区と定数〉

選挙人の所属選挙区は、土地の所在地になっており、2選挙区になる場合は1選挙区にしか権利はなく、どちらの選挙区にするかは、土地改良区に届出なければなりません。

届け出がない場合は、土地改良区が指定致します。

選挙区	選挙区域	総代数
第1区	深川市	8人
第2区	滝川市江部乙町	16人
第3区	滝川市（江部乙町を除く）全域	14人

尚、選挙人名簿調整時期が確定しておりませんが、土地の権利異動等があった場合には、明年3月末迄に所有権の異動または耕作権の異動についての手続きを改良区事務所で行って頂く様お願い申し上げます。

東滝川に幌倉揚水機場完成

本年7月、滝川市東滝川に於いて、道営農地整備事業東滝川第1地区において建設していた幌倉揚水機場が完成し、水田への用水供給が始まりました。

東滝川には昭和44年に改修した揚水機があり、空知川より取水していたが、河床低下が進んでいることに加え、老朽化も著しいために、道営事業によって新たな揚水機を計画していたものです。

新揚水機は受益面積140ha 口径600ミリ電動機出力110kW 毎分42立方メートルを空知幹線用水路から取水し、パイプラインによって送水されます。



写真で見る行事・活動



通水式 (H30/5/1)



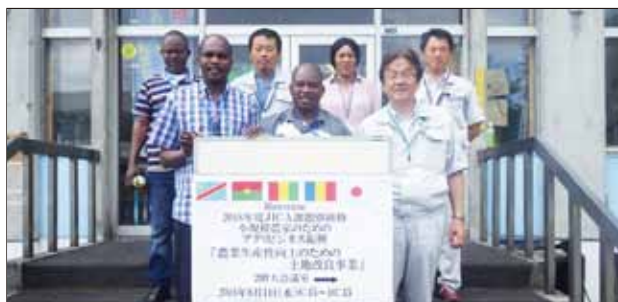
田植え体験 (H30/6/6)



小学校出前授業 (H30/6/26)



小学校生き物調査 (H30/7/3)

農業議員団事業視察受け入れ (H30/7/17)
(滝川市議会議員)

JAICA 研修受け入れ (H30/8/1)



JAまつり (H30/8/4)



JAまつり (H30/8/4)



JAICA 研修受け入れ (H30/8/23)



断水式 (H30/8/31)

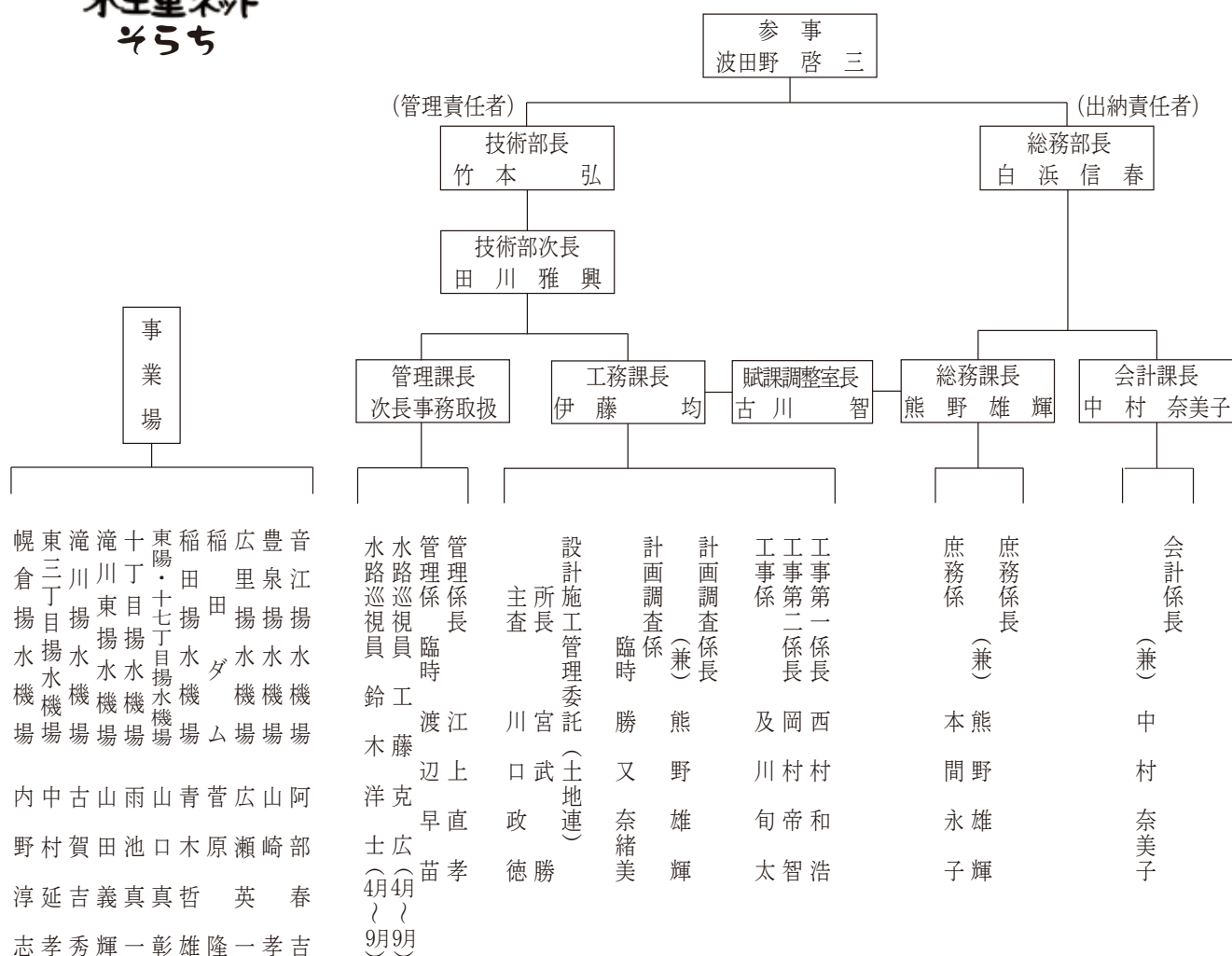
役員名簿

(H30.4.1 現在)

監事	監事	総括監事	理事	理事	理事	理事	理事	副理事長	理事長
渡利竹彦	川本圈太 第一職務代理者	澁谷英夫	上野恭敬	中村達也	安達忠志	平沢信二 会計担当理事	佐藤巧 筆頭理事	岩谷尚之 滝川市農業委員(団体推薦)	石川良樹



職員機構図



土地改良区からのお願い

●用水路における水難事故防止にご協力を

毎年5月から8月末日まで空知幹線用水路には沢山の水が流れます。

深いところでは水深2mもあり、水の流れがとても速いので大変危険です。

空知土地改良区では、危険な場所に注意看板などを設置し、各小学校に対して危険防止ポスターを配布するとともに、通水期間は毎週広報車による水難事故防止の広報活動を行っておりますが、ご家庭のお父さん、お母さんをはじめ、地域の皆様におかれましても大切な子供たちを守るために水難事故防止にご協力をお願い致します。

●用水路や用地内にゴミ等を捨てないで

用水路内に廃棄野菜、ペットボトル、ビニール類や家電などが流れてきて下流の取水口などに詰まり、用水が氾濫して甚大な被害を受けることがありますので、用水路内や周辺にはゴミを捨てないで水路周辺清掃管理にご協力をお願いします。

不法投棄の現場やゴミ等を発見しましたら改良区管理課にご一報願います。

●節電にご理解ご協力を

平成16年度より行っております電気料金軽減を目的とした節電を、夏期水曜日を基本とした10日程の揚水機運転休止日を設けさせており、本年もご協力を頂いたところでございます。

電気料金の値上げによる影響は大きいと、営農に支障が無い範囲で計画させていただきたく、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。(節電日の詳細は支線組合長会議にてお知らせします)

組合員の名義変更（資格得喪）の届出について

土地改良区の組合員が、その資格に係る権利の目的である土地の全部または一部について**異動（売買・相続・経営移譲・賃貸借・賃貸借解除等）**した場合には、**土地改良法第43条**の規定により改良区に資格得喪の届出をしなければなりません。

この届出がなければ名義は変わらず、賦課金もそのままとの組合員に賦課されます。

なお、市役所・農協・共済組合等に名義変更をすれば自動的に土地改良区の方も変更されると思っている方がおられますが、土地改良区にも、別途届出が必要となっております。

名義変更される方は両者の印鑑をご持参の上、改良区庶務係にお出向き下さい。（届出用紙は改良区に用意してあります。）

加入金とは

従来の地区内の土地に関しては事業施行のため維持費が課せられている。

従って新規編入地が何らの負担なしに直ちに施設等を利用できるものとすれば公平の原則に反するので、一定の加入金を徴収し得るものである。よって空知土地改良区の場合は施設等の負担額（取得額）から耐用年数に応じて償却金額を差引いて現評価格を算出し、（負債額がある場合はさらに差引く）新規加入負担基準額を決定している。【土地改良法第36条第3項】

決済金とは

土地改良区は一定区域を定め、長中期的計画を以て運営及び事業を推進している。

このことから、区域農用地には施設維持管理費、区運営費、事業償還金等がかかり、これを毎年、賦課金として徴収している。

区域内の農用地が他に転用した場合は、転用面積分について毎年掲げる額（10a当）を一時に支払うものが決済金である。この措置は区域内で今後とも農用地として利用を続けていく他の農用地に不当な負担を課さないためのものである。

尚、当年度において徴収された決済金は、特定資産として積立てし、翌年度に転用面積に相当する額を充当年度割表で算出し一般会計に維持管理費として繰入る。【土地改良法第42条第2項】